

堺個審答申第105号

(答申第141号)

令和3年9月27日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会

会長 矢口智春



答 申

令和3年7月26日付け堺消総第1438号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	消防署所等の適正配置解析用地理情報システムの導入について
分類	条例第9条第1項【電子計算機処理の制限—新規事務の事前審議】 条例第9条第3項第2号【センシティブ情報の電子計算機処理禁止の原則の例外】
担当課	消防局 総務部 総務課
審議日	令和3年7月27日（第189回）

審 議 結 果

1 審議会の結論

堺市長が令和3年7月26日付で堺市個人情報保護条例9条1項及び同条3項、2号に基づき諮問した「消防署所等の適正配置解析用地理情報システム」は、救急搬送や災害対応における消防署所等の適正配置検討に必要不可欠であると認めるので、留意事項に従って個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。

2 留意事項

本件システムに用いるパソコン等の機器及び既存の消防OAシステムと本件システムとの情報連携を行うための記録媒体の管理を徹底すること。